

(公 印 省 略)

広情個審第15号

令和8年7月29日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 福永 実

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年12月17日付け広市教学指一第117号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第398号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年12月17日付け広島市教指一第117号の諮問事案（諮問第398号事案）

令和7年7月2日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月16日付け広島市教指令学指一第10号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同年8月1日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件開示請求により開示を求めた以下の文書は、実際に存在する、あるいは本来存在すべきものであるため、本件不開示決定の取消を求める。

ア 2025年3月と4月に特定の学校（以下「本件学校」という。）で実施された卒業式及び入学式（以下「本件式典」という。）について、PTA役員等に対して、一般保護者より早く入場する旨を伝えた案内文書、メール、LINE連絡、メモ等

イ PTAと本件学校との間で、本件式典の入場対応について事前に取り交わされた協議記録

ウ 本件式典に関連して校内で行われた準備会議等において、PTA役員の入場時刻や方法について記載・言及された議事録、記録メモ等紙媒体以外の資料（メール・電子データ・LINE連絡等も対象）

(2) 審査請求の理由

ア 式典の際にPTA役員を一般保護者よりも入場時間や着席場所の面で優遇する「優遇措置」が2024年度のPTA総会の冊子に記載されていた。また、2025年1月に配布されたPTAの文書にも同様の記載があった。また、PTAの配布文書で、学校に対して、この優遇措置を拡大するよう依頼したと記載されていた。以上のことから、PTAと本件学校との間の協議記録は存在するはずである。

イ 当該優遇措置を実現するに当たり、本件学校とPTAの間で何らかの調整や合意があったはずである。その記録を一切作成も取得もしていないという主張は、到底受け入れられない。

ウ 請求人が広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に対して、2024年から2025年にかけて、このような「優遇措置」の是非について複数回意見を提出したところ、事務

局から、「校長も問題意識を持っており、PTAと継続的に協議をしている」との回答を文書で受け取っており、協議の存在を事務局が明言している。それにもかかわらず、記録は一切存在しないとの回答は著しく矛盾している。

エ 特定保護者に対する優先入場は、単なる行政運営上の便宜ではなく、公教育が守るべき保護者への公平性の根幹を損なう制度であり、また、学校が私人団体への加入を事実上促すこと等は加入しない自由及び行政の中立性と矛盾する。

オ 文書不存在決定を正当化するためには、「職員が合理的に探せば存在する可能性ある範囲を全て確認した」ことが必要であるが、本件ではどのように確認したのかが説明されていない。

カ 行政機関は後から説明・検証できるよう意思形成過程を記録に残すべきであり、少なくとも最低限の記録を作成することは行政として当然の義務である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 2024年3月の卒業式及び同年4月の入学式については、PTA役員等に対して一般保護者よりも早く入場する旨を伝える案内文書等を作成・配布したが、本件式典については同様の文書を作成していないため、不存在である。実際、実施機関が請求人に対して別に開示した案内文書には、このような記載はない。
- (2) 本件式典の際の入場対応に関して、学校長とPTAが協議を行っている事実はあるが、対面又は電話で協議しており、また、協議記録の作成・取得もしていない。よって、文書は不存在である。
- (3) 本件式典に関連して校内で行われた準備会議等における説明は、実施機関が請求人に対して開示した実施計画書を使用して行っており、この実施計画書に、PTA役員の入場時刻等に関する記述はない。また、PTA役員の入場時刻や方法について記載した議事録等も作成していない。このため、文書は不存在である。

なお、PTA役員の入場方法等の説明は、校長又は教頭が教職員に対して口頭で行っている。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

- (1) PTA役員等に対して一般保護者よりも早く入場する旨を伝える本件式典に係る案内文書等の不存在について

ア 当審査会が見分したところ、本件学校が作成した本件式典に係る保護者向けの案内文書にPTA役員等が一般保護者よりも早く入場することができる旨の記載（以下「優先入場に関する記載」という。）は見当たらなかった。

また、本件学校が作成した従前の案内文書には、優先入場に関する記載があったことから、当審査会が当該記載が削除された経緯を実施機関に確認したところ、PTAと協議することなく本件学校の判断で記載内容を見直したものであり、その際、案内文書から優先入場に関する記載を

削除する旨を事前にPTA会長に口頭で伝えたとの説明である。

実施機関において文書の見直しを行った結果、優先入場に関する記載のある本件式典に係る案内文書等を保有していないとの説明に特段不合理な点は認められない。

イ なお、学校が作成する文書以外にもPTAがその会員等に向けて文書を発出した可能性があるが、この点について実施機関は、PTAが作成するPTA役員等への連絡文書は、PTA主体で作成及び配布するものであるから、当該文書を本件学校は保有していないとの説明である。

PTAの構成員には教職員が含まれるが、実施機関によれば、教職員がPTAの一員として活動する場合には職務専念義務の免除を受ける運用とのことであるから、仮に教職員が当該文書の作成等に関与していたとしても、そのことをもって当該文書を学校が保有しているとは言えないため、説明に特段不合理な点は認められない。

(2) PTAと本件学校との間で、本件式典の入場対応について事前に取り交わされた協議記録について

ア 当審査会が実施機関に、本件学校が通常どのような場合に学校外部の者との協議記録を作成するのか確認したところ、学校主催の会議に外部の者が会議の構成員として参加して協議を行う場合は協議記録を作成するが、それ以外の場合、例えば口頭でのやり取りに留まる場合は記録を作成しないとの説明である。また、本件におけるPTAと本件学校との間の協議は、校長がPTA会長に対して機会を見て口頭で行っているものであるから、本件学校において記録は作成していないとの説明である。

イ 本件協議の対象である本件式典の入場対応は、式典という重要な場に関する事項であるため、行政機関としての意思決定の過程を記録しておくという観点からは、学校主催の会議の場で本件学校とPTAが協議を行いその記録を残していることが期待される。

このため、この点を実施機関に追加で確認したところ、本件学校とPTAにおいて組織同士の会議を開くことはなく、PTA関連の会議に学校関係者が参加する場合も、PTA主催の会議にPTAの一員という一私人の立場で参加しているものであり、本件学校で記録は作成していないとの説明である。

ウ 以上のとおり、実施機関は一貫して記録は作成していないとの説明であるが、本件式典の入場対応は、事務局から請求人への回答にあるとおり、本件学校の校長が問題意識を持ってPTAと継続的に協議を行っている事項であり、実際、これに関連して本件学校が作成する案内文書の記載内容の見直しが行われている。こうした事情を踏まえると、一般的な行政機関であれば本件については記録を作成すべきものである。

しかし、校長とPTA会長との間のやり取りは主に時間外に行われているとのことであり、学校における働き方改革が叫ばれている昨今の情勢も考慮すると、本事案における実施機関の説明も一定理解し得るものである。

(3) 校内で行われた本件式典に係る準備会議等において、PTA役員の入場時刻や方法について記載・言及された議事録等の不存在について

ア 当審査会が実施機関に確認したところ、①本件式典に係る準備会議等において説明に用いた実

施計画書は、式典を円滑に進行することを目的とした資料であるから、教職員や保護者、児童や来賓の動きを記載する一方で、P T A 役員の動きは記載していない、②本件式典におけるP T A 役員の役割は保護者の誘導等のお手伝いであり、当日の動きは校長又は教頭が口頭で教職員に説明した、との説明である。

イ この点、当審査会において見分したところ、当該実施計画書にP T A 役員の入場時刻等に関する記述がないことを確認した。また、P T A 役員の役割は任意のお手伝いであることを踏まえると、当該実施計画書にP T A 役員の動きが記載されていないことは不合理とはいえない。

さらに、学校外部の者とのやり取りであっても口頭の場合はその記録を作成していないとの前述の実施機関の説明を踏まえると、学校内部の会議における校長又は教頭の口頭による説明内容が記録に残されていない場合は十分あり得る。

ウ このため、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

なお、請求人はその他、入学式及び卒業式におけるP T A 役員経験者への優遇措置が不適切である等縷々主張しているが、当審査会はこの点について判断する立場にはない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 1 2. 1 8	広市教学指一第 1 1 7 号の諮問を受理（諮問第 3 9 8 号で受理）
R 8. 5. 1 2 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 8. 6. 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 8. 7. 1 4 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
下久保 聖 司	株式会社中国新聞社論説委員室論説委員
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
見之越 常 治	弁護士